

とやま未来創生でんき  
「とやま未来投資応援でんき」  
募集要項

2025年4月1日実施

富 山 県  
北 陸 電 力 株 式 会 社

# とやま未来投資応援でんき

## 募集要項

### 目 次

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 目 的     | 1 |
| 2 | 定 義     | 1 |
| 3 | 適用内容    | 2 |
| 4 | 供給要件    | 3 |
| 5 | 申込手続き   | 4 |
| 6 | 契約手続き   | 5 |
| 7 | その他留意事項 | 5 |

# とやま未来投資応援でんき

## 募集要項

富山県と北陸電力株式会社（以下「北陸電力」といいます。）は、2021年4月より、双方の協力のもと電力供給ブランド「とやま未来創生でんき」を創設し、その新たな電気料金メニューの一つとして、北陸電力の標準的な電気料金から減額した価格で電力を供給する「とやま未来投資応援でんき」を設定することといたしました。

「とやま未来投資応援でんき」の適用を希望される企業にあつては、本募集要項（以下「この要項」といいます。）にもとづき、申込みをしていただきます。

### 1 目 的

北陸電力は、富山県が運営する水力発電所で発電された電力を活用して、一定の要件を満たした富山県内の企業に対して、北陸電力の標準的な電気料金から減額した価格で電力を供給いたします。これにより、富山県で新たな取り組みに挑戦する企業や、雇用の創出に取り組む企業の活動を支援し、富山県の経済発展に繋がることを企図するものです。

### 2 定 義

次の言葉は、この要項においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

#### (1) 企 業

法人その他の団体および個人事業主をいいます。

#### (2) 申 込 者

「とやま未来投資応援でんき」の適用を希望し、この要項にもとづき申込みする企業をいいます。

#### (3) 供給対象箇所

「とやま未来投資応援でんき」の適用を希望する場所であつて、北陸電力と単独で電気の需給契約（以下「電気需給契約」といいます。）を締結しているまたは締結予定の富山県内の需要場所をいいます。

### 3 適用内容

#### (1) 料 金

各月の料金は、北陸電力の「電気標準約款」および「電気標準約款Ⅱ」等（以下「標準約款等」といいます。）によって算定された基本料金および電力量料金等の合計から、①によって算定された割引額（以下「とやま未来投資応援でんき割引額」といいます。）を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

#### ① とやま未来投資応援でんき割引額

とやま未来投資応援でんき割引額は、1月につき次により算定いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（「電気標準約款」の予備特別高圧電力および「電気標準約款Ⅱ」の予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）のとやま未来投資応援でんき割引額は、零といたします。

$$\text{とやま未来投資応援でんき割引額} = \text{②の新増加電力} \times \text{③の割引単価}$$

#### ② 新増加電力

新増加電力は、各月の契約電力から申込者と北陸電力との協議によって定める基準日の契約電力を差し引いた値および申込者から提出された電力使用計画にもとづき、申込者と北陸電力との協議によって定めます。

#### ③ 割引単価

割引単価は、1キロワットにつき300円00銭（消費税等相当額を含みます。）を上限として、申込者と北陸電力との協議によって定めます。

#### (2) 適用期間

「とやま未来投資応援でんき」による料金の適用期間（以下「適用期間」といいます。）は、「とやま未来投資応援でんき」による契約が成立した日の直後の検針日（以下「適用開始日」といいます。）から、適用開始日以降1年目の日までといたします。

なお、「とやま未来投資応援でんき」による契約が成立した日と検針日が同日の場合は、「とやま未来投資応援でんき」による契約が成立した日

を適用開始日といたします。

### (3) 適用期間中の解約の取扱い

- ① 富山県または北陸電力の異常渇水または非常変災その他の事由により「とやま未来投資応援でんき」を適用することが困難となった場合は、「とやま未来投資応援でんき」を解約させていただくことがあります。この場合、富山県および北陸電力は、「とやま未来投資応援でんき」の適用を受ける申込者に生じた損害について賠償の責めを負いません。
- ② 申込書類に虚偽の記載、申込みに不正の行為があったと認められる場合または供給要件に反すると認められる場合等は、「とやま未来投資応援でんき」を解約いたします。
- ③ 「とやま未来投資応援でんき」を解約する場合、解約する日が属する料金の算定期間に使用する電気にかかる料金については、原則として、「とやま未来投資応援でんき割引額」は適用いたしません。
- ④ ②または申込者の都合により、適用期間中に「とやま未来投資応援でんき」を解約する場合は、北陸電力がやむをえないと認める場合を除き、適用開始日以降に適用した「とやま未来投資応援でんき割引額」を申込者から申し受けます。

## 4 供給要件

「とやま未来投資応援でんき」の適用は、次の要件を満たす申込者および供給対象箇所を対象といたします。

- (1) 申込者は、富山県内に事業所を置くまたは置こうとする企業であること。
- (2) 申込者は、供給対象箇所において、北陸電力から電力の全量の供給を受けているまたは受ける予定であること。なお、供給対象箇所における北陸電力との電気需給契約の名義は、原則として、申込者と一致していること。
- (3) 供給対象箇所は、受電電圧が高圧（標準電圧6,000ボルト）および特別高圧（標準電圧20,000ボルト、30,000ボルト、60,000ボルト、70,000ボルトまたは140,000）であること。
- (4) 申込者および供給対象箇所は、富山県から次に掲げるいずれかの計画の認

定または承認を2020年度以降に受けていること。

① 地方拠点強化税制に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画

② 地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画

(5) 申込者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者に該当しないこと。

## 5 申込手続き

申込手続きは次のとおりといたします。

なお、北陸電力に対する電気需給契約の申込みについては、別途必要となります。

### (1) 申込方法

「とやま未来投資応援でんき」の適用を希望される場合は、北陸電力のホームページから申込書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、北陸電力のホームページに記載の事業所まで申込みをしていただきます。

### (2) 申込期間

2020年12月15日から2026年1月31日までの間、先着順に随時受け付けいたします。ただし、供給可能量に達し次第、受付を終了いたします。

### (3) 提出が必要な申込書類

① 「とやま未来投資応援でんき」適用申込書（様式1）

② 年間電力使用計画書（様式2）

適用期間に応じた電力使用計画を提出していただきます。なお、お客さまが電力使用計画を変更される際は、変更後の電力使用計画を提出していただきます。

③ 「4 供給要件(4)」に定める計画の認定通知書または承認書（写）

## 6 契約手続き

### (1) 審査

北陸電力において申込内容を審査し、供給可能量の範囲内で「とやま未来投資応援でんき」を適用する申込者を決定いたします。

なお、審査の結果は、電話もしくは電子メールにて通知いたします。

### (2) 契約の成立

「(1) 審査」の結果、「適用」となった場合、北陸電力は、申込者と契約書を取り交わし、これにより「とやま未来投資応援でんき」による契約が成立いたします。

なお、北陸電力は、申込者からの申込内容および審査結果について、富山県に情報提供を行ないます。

## 7 その他留意事項

### (1) 申込書類の取扱い

#### ① 情報の利用

富山県または北陸電力は、必要に応じて、申込書類に記載された情報について、関係機関に照会することができるものとし、「とやま未来投資応援でんき」の適用のために利用することができるものといたします。

#### ② 申込書類の返却

提出された申込書類は、返却いたしません。申込書類の控えが必要な場合は、申込者においてあらかじめコピーをお取りいただく等、これに必要な対応を行なっていただきます。

### (2) 調査およびPRの実施

富山県は、「とやま未来投資応援でんき」の適用を受ける申込者に対し、企業活動等を支援する目的で各種調査およびPRを実施することがあります。

### (3) 排出係数の扱い等

「とやま未来投資応援でんき」の申込みにあたっては、次の内容について承認いただくものといたします。

#### ① 「とやま未来投資応援でんき」は、富山県が運営する水力発電所で発

電された電力を含む北陸電力の電源全体から供給するものであり、富山県が運営する水力発電所で発電された電力に限定されるものではありません。

- ② 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）にもとづく報告等に用いる排出係数については、北陸電力の事業者別排出係数（残渣）を用いるものといたします。

#### (4) 要項の変更

富山県または北陸電力は、民法548条の4の規定にもとづき、この要項を変更することがあります。この場合、適用期間終了前であっても、料金その他の供給条件は、変更後の募集要項によります。

#### (5) その他

- ① 適用期間終了後の料金その他の供給条件は、その時点における電気需給契約によるものといたします。
- ② この要項に定めのない事項については、標準約款等によるものといたします。